令和５年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾　西部地区）仕様書

　本仕様書は、尾張旭市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「尾張旭市学習支援事業（地域未来塾　西部地区）」（以下「本事業」という。）に適用する。

１　業務名

　　令和５年度尾張旭市学習支援事業（地域未来塾　西部地区）

２　委託期間

　　令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

３　業務目的

　　小・中・高校生等（以下「対象者」という。）を対象とし、学習意欲の充実及び向上を図ることを目的とする。

４　業務内容

　　本事業については、対象者の状況に応じて学習支援を行う。

５　実施方法

　⑴　対象者

　　　本事業の対象者は、本市に住所を有する小・中・高校生等とする。

　　　なお、本事業の対象者については、甲乙協議の上で決定した人数を上限とする登録制とする。

* 対象者は、上限５０人を想定しています。

　⑵　実施場所

　　　本事業の実施場所は、市の西部地区（尾張旭市立西中学校の通学区域）の受託者が用意する施設又は、市の西部地区の公共施設を利用する。

　⑶　事業開始時期

　　　本事業の開始時期は、令和５年４月からとする。ただし、開催スケジュールについては、別に示すスケジュール（案）を基に甲乙協議の上決定するものとする。

⑷　実施方法

　　　本事業は、通所方式とし、開催時間は甲乙協議の上決定する。ただし、学校の試験や受験勉強等で必要があれば、乙の管理できる範囲内で指定の時間以外にも実施することができる。

　⑸　スタッフの配置

　　　乙は、学習支援員を実施時間中１人以上配置するものとする。

　　　また、必要に応じてボランティアの協力を得て行うことが望ましい。なお、ボランティアについては、有償無償を問わない。

* 児童生徒５人に学習支援員1人程度の配置を想定しています。

　⑹　対象者の募集方法

　　　本事業の対象者の募集に当たっては、甲が周知等を行うものとする。

６　事業報告について

　⑴　事業計画の提出

　　　乙は、本事業を実施するに当たり、実施方法等について、事業計画を提出し、甲の承認を得るものとする。

　　　また、事業計画に変更のある場合は、事業計画の変更を甲に提出し、承認を得るものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

　⑵　月間報告

　　　乙は、当該月の支援状況について、実施状況報告書を作成し、翌月１０日までに甲に提出するものとする。ただし、３月分については、３月末日までに提出することとする。

　⑶　実績報告

　　　乙は、本事業終了後、事業結果について実績報告書を作成し、速やかに甲に提出するものとする。実績報告書には、対象者の出席日数等が確認できる項目を必須とする。

７　委託料の支払方法

　　乙は、事業を実施した月の翌月１０日までに、学習支援事業（地域未来塾）委託料請求書（第３号様式）に学習支援事業（地域未来塾）利用実績報告書（第４号様式）を添えて、甲に提出しなければならない。甲は、その内容を審査し、適正と認めたときは、当該請求のあった日の属する月の末日までに当該委託料を乙に支払うものとする。

* 委託料は、尾張旭市学習支援事業（地域未来塾）実施要綱　別表を基に算出して得た額（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

別表

|  |
| --- |
| 学習支援員謝金（教員免許無し）　1時間当たり996円 |
| 学習支援員謝金（教員免許有り）　1時間当たり2,200円 |
| 運営に係る経費　要領に規定する地域学校協働活動の実施・運営経費を対象とし、両者協議の上、決定する。 |
| その他経費　事業の実施に必要となる、要領に規定しない経費については、両者協議の上、決定する。 |

８　個人情報の管理

　　乙は、個人情報を含む資料については、尾張旭市個人情報保護条例の本旨に従い、適切かつ厳重に管理するものとする。

９　苦情対応

　　乙は、対象者との間の苦情及びトラブル等への対応は、原則として乙の責任で行うものとする。

10　その他

　⑴　本事業の実施に必要と思われる備品等については、乙が確保するものとする。

　　　また、乙は、対象者が実費負担することが適当と思われる経費を除き、対象者に費用負担を求めてはならない。

　⑵　乙は、本事業を実施するに当たって、学習支援員及びボランティア等が負傷又は損害賠償責任を負った場合等に補償を受けることができるよう保険に加入するものとする。

11　疑義等に対する対応

　乙は、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に記載のない事項については、速やかに甲に報告するとともに甲乙協議のもと、甲の指示に従うものとする。